

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年2月28日

長野市監査委員	西島	勉
同	川上	馨
同	若林	祥
同	市川	和彦

措置の通知書

令和5年度 随時監査（工事監査・前期）（5監査第79号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>（指摘事項）</b></p> <p><b>1 現場の安全対策について</b> （報告書3ページ）</p> <p>柳沢赤田線防護柵整備工事外2件の工事において、現場の安全対策が講じられていなかった。</p> <p>(1) 柳沢赤田線防護柵整備工事において、クレーン積載トラックのアウトリガーを最大限に張り出しをせずに作業を行っていた（クレーン等安全規則第70条の5）。 （維持課南部土木事務所）</p> <p>(2) 長野西130号線道路後退線整備工事において、運転者がいない状態でバックホウのバケットが上がったままになっていた（労働安全衛生規則第160条）。 （建築指導課）</p> <p>上記規則等を遵守し、安全対策の徹底を図りたい。</p> <p><b>2 工事によって破損した既設建造物の復旧について</b> （報告書3ページ）</p> <p>大室地区寺尾排水路浚渫工事において、水路の側壁部に重機によるものと思われる破損が確認された。 破損した既設建造物については、受注者の責任において速やかに復旧させるとともに、検査職員は、長野市建設工事検査実施要綱に基づき適正な検査を実施されたい。 （農地整備課）</p> <p><b>（意見）</b></p> <p><b>1 設計について</b> （報告書3ページ）</p> <p>(1) 柳沢赤田線防護柵整備工事において、起点側のガードレールの支柱の背面土質量が足りず、支柱の支持力が不足していた。 また、宇和原ポンプ場外フェンス整備工事において、一部のフェンス基礎の背面土質量が足りず、ぐらつきが生じていた。</p>	<p>クレーン積載トラックを使用する現場では、「クレーン等安全規則」を遵守した作業を行うよう、施工業者へ周知徹底を図った。 （維持課南部土木事務所）</p> <p>受注者に対し労働安全衛生規則に基づく運転位置から離れる場合の安全措置について指導を行うとともに、監督職員に対し安全対策の的確な指導・監督を行うよう徹底を図った。 （建築指導課）</p> <p>工事によって破損した既設建造物の復旧については、令和5年7月14日に受注者により破損部分の修繕を行い、同日現地で検査を行い同様の施設破損がないように受注者へ指示し改善を図った。 （農地整備課）</p> <p>現場状況の確認不足があったことから、設置に当たっては現場状況を詳細に把握することで設計に反映させることとした。 なお、ガードレール支柱の支持力不足については、現場状況を再確認し、背面土質量が確保できる位置にガードレール支柱を移設することで支持</p>

措置の通知書

令和5年度 随時監査（工事監査・前期）（5監査第79号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>車両用防護柵標準仕様書・同解説等に従って、現地の状況を反映した設計に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持課南部土木事務所） （水道維持課）</p> <p>(2) 北しなの線豊野構内豊野跨線歩道橋補修工事において、モルタル舗装にひび割れが何箇所か確認された。原因としてモルタル舗装の厚さが25ミリメートルと薄かったために発生したものと推測される。</p> <p>この工事は鉄道施設の上部に位置することから、しなの鉄道へ詳細設計及び工事を一括して委託しているもので、設計段階において、市から適切な指示が行われていなかったものと思われる。</p> <p>鉄道事業者への委託工事において、適切な設計となるよう十分な協議を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持課東部土木事務所）</p>	<p>力確保の改善を図った（令和6年1月11日施工済）。</p> <p style="text-align: right;">（維持課南部土木事務所）</p> <p>フェンス基礎の盛土部段切りを行い、入念な締固めによりぐらつき防止を図った。</p> <p>また、車両用防護柵標準仕様書・同解説等に従い、適切な設計を行うように課内に周知徹底して改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（水道維持課）</p> <p>今後、監督業務担当職員は、鉄道事業者への委託工事の設計段階において十分な協議の下、適切な設計を検討するよう改めて職場内で周知を図った。</p> <p>なお、本件については、鉄道事業者と協議の上、補修を実施した。</p> <p style="text-align: right;">（維持課東部土木事務所）</p>
<p><b>2 特定外来生物の防除について</b> （報告書4ページ）</p> <p>普通河川柳原2号幹線排水路浚渫工事において、特定外来生物であるオオカワヂシャ（植物）の生息が確認された。</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、本市の区域では、「刈り取り、抜き取り等により採取し、ビニール袋に密閉する等、確実に逸出防止できる処理をした上で、ながの環境エネルギーセンター等の一般廃棄物処理施設に運搬し、焼却等により適切に処分する」と告示されている。</p> <p>監督職員は、特定外来生物に対する知識と理解を深め、特定外来生物の適切な防除も考慮した設計を行うよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（農地整備課）</p>	<p>特定外来生物の防除については、令和5年12月14日に環境保全温暖化対策課の担当職員を招き、特定外来種の実態・防除方法等の課内講習を行い周知徹底し改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（農地整備課）</p>

## 措置の通知書

令和5年度 随時監査（工事監査・前期）（5監査第79号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>3 火花が発生する切断作業について</b> （報告書4ページ）</p> <p>宇和原ポンプ場外フェンス整備工事において、堆積した落ち葉や工事用の資材等が置かれている近くで火花が発生するフェンス切断作業を行っていた。</p> <p>火花の飛び散る範囲においては、堆積落ち葉の除去、十分な事前散水をするとともに適切な消火器具を準備するなどの火災予防上必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>（水道維持課）</p>	<p>あらかじめ火災予防措置を講じてから作業を実施するように受注者への指導及び適切な指示を行うよう課内で周知徹底を図った。</p> <p>（水道維持課）</p>

## 措置の通知書

令和5年度 随時監査（工事監査・前期）（5監査第79号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p data-bbox="193 344 331 376"><b>（指摘事項）</b></p> <p data-bbox="181 416 782 483"><b>1 現場の安全対策について</b> <b>（報告書3ページ）</b></p> <p data-bbox="181 524 798 698">(3) 松代城跡西側園路整備工事において、市の担当者がヘルメット（保護帽）を着用せずに立会いを行っていた（労働安全衛生規則第366条）。  (文化財課)</p>	<p data-bbox="823 524 1445 698">史跡内で掘削行為を行う際には、文化財保護の観点から文化財課職員の立会いが必要となるため、立会いに当たっては、労働安全衛生規則を遵守し、必ずヘルメット（保護帽）を着用することを徹底した。</p> <p data-bbox="1294 703 1430 734">(文化財課)</p>